

第10回 東大路通歩行空間創出推進会議

平成28年9月5日(月)

1

第9回東大路通歩行空間創出推進会議のおさらい

東大路通整備構想 (平成24年8月策定)



実現に向けた基本方針

現在の道路幅員の中で、歩行者が安心・安全、そして快適に通行することのできる空間の確保を最優先にして、車線数の減少等も含めた道路空間の再構成を検討し、「環境」、「景観」、「地域コミュニティ」、「観光振興」等の視点からも「歩いて楽しい東大路」を目指す。

2

第9回東大路通歩行空間創出推進会議のおさらい

「車線数の減少を伴う道路空間の再構成(2車線化)」について

交通解析の結果、現状での実施は「東大路通および周辺道路への**交通影響が大きい**」ことが判明。

「車線減少を伴う道路空間の再構成(2車線化)」は

**交通影響が大きいため現状では実施せず、
今後も交通状況等を考慮しながら長期的に検討する。**

※実現に向けて、現在の交通量を大幅に抑制することが必要であり、公共交通の利便性向上やパークアンドライド等の市内全体の総量抑制や流入抑制、道路ネットワークの強化(鴨川東岸線等)に中長期的に取り組む。

今後の取組方針

- ① 引き続き、安心・安全な歩行空間の創出に向けた取組を進める
- ② 歩道勾配の急な箇所や良好なバス待ち環境が整っていない等の個別の課題に対し、交通影響が少なく効果的な対策を検討・実施する
- ③ 「車線数の減少を伴う道路空間の再構成(2車線化)」については、現状では実施せず、長期的に検討を行う

3

東大路通の状況



歩道が狭く、段差や勾配の急な箇所が存在



歩行者、自転車、自動車の安全な通行環境が整っていない



良好なバス待ち環境が整っていない



電柱等が歩行者の支障となっている 等

- ・近年の観光客の増加によりさらに混雑している状況にある。
- ・東大路通のバス停等、特定の箇所に観光客が集中している。

4

改善策の検討の方向性

東大路通およびその周辺地域が抱える個別の課題に対し、これらの課題を改善していくためには、ハード整備とともに、これまで実施してきた秋の観光地交通対策等を踏まえた観光客の誘導や分散などのソフト対策の検討が必要。

以下の3つの視点で検討を進めている

- (1) 歩道環境の改善
- (2) バス待ち環境の改善
- (3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上



これらの検討に際し、社会実験の実施や、地元の方々との情報共有や意見交換を行い、今後の取組内容について決定していく。

5

(1) 歩道環境の改善

取組内容

- 1) 横断勾配の改善
- 2) 電柱等の移設と集約
- 3) 部分的な歩道拡幅

6

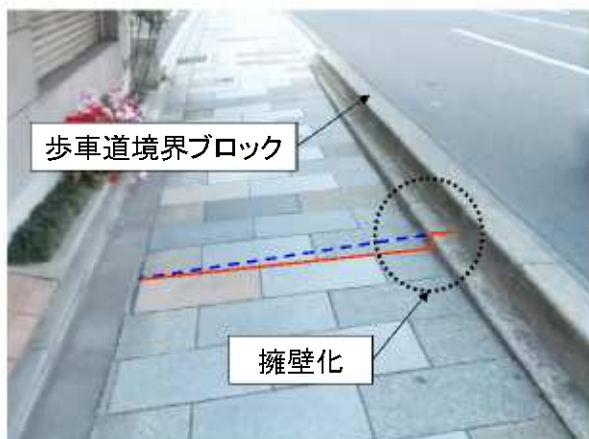
(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

1) 横断勾配の改善

● これまでの取組

歩車道境界ブロックの擁壁化



・歩車道境界ブロックを擁壁化することで、緩やかな横断勾配にしている。

横断勾配平坦部の確保



・横断勾配を変化させて、平坦部を設けている。

7

(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

● 現状

急な歩道勾配



東大路通(東山警察署付近)の状況

- ・三条通～七条通間のうち、バリアフリーの勾配基準である2%以下を満たしているのは3割程度。
- ・横断勾配が急な区間のうち、8割が四条通～五条通間に集中している。
- ・2%を満たすためには、車道を含めた大規模改修が全区間で必要となり、現実的に実施困難。

8

(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

● 改善方法の考え方

整備対象区間の選定

- ・歩道勾配を、バリアフリーの勾配基準である2%以下を満たすことが困難であるため、東大路通独自の歩道の横断勾配の整備目標値を設定する。
- ・整備目標値を上回る箇所を東大路通の急勾配区間とし、整備対象区間とする。
- ・整備対象区間について、以下の手法により歩道勾配の改善を図る。

9

(1) 歩道環境の改善

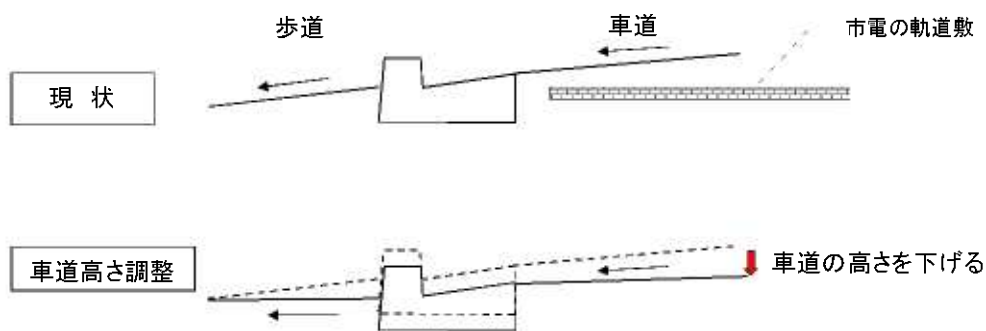
1) 横断勾配の改善

① 車道の高さ調整

車道の高さを下げることで、歩道勾配の改善を図る。

【整備上の課題】

工事に際しての交通への影響が大きく、また、市電の軌道敷の基礎コンクリートが埋設されたままとなっているなど、多額の事業費が必要となる。



10

(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

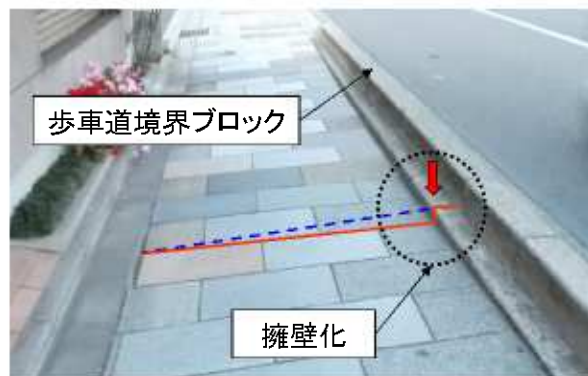
② 歩道の高さ調整

歩車道境界ブロックを擁壁化する等により、歩道の高さを下げることで、歩道勾配の改善を図る。

【整備上の課題】

○車道と歩道に段差が生じ、車の乗り入れが出来なくなるため、現在及び将来的に車両の乗り入れが必要な区間については、整備は困難である。

○前後の未整備区間との高さ調整が必要となるため、一定の連続した区間での整備が必要となる。



11

(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

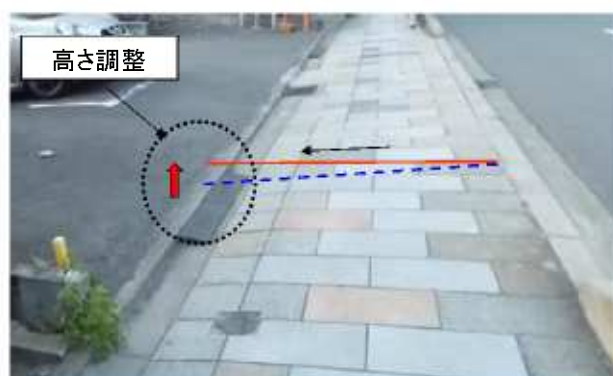
③ 民地内の高さ調整

歩道と民地の境界(民地内)の高さ調整を実施して、歩道の高さを上げることで、歩道勾配を改善する。

【整備上の課題】

○前後の未整備区間との高さ調整が必要となるため、一定の連続した区間での整備が必要となる。

○民地内の高さ調整に当たり、沿道の協力が必要となる。



12

(1) 歩道環境の改善

1) 横断勾配の改善

● 今後の取組

- ・整備対象区間ごとの特徴に合わせて、①、②、③の改善策を検討していく。
- ・改善策の検討に当たり、より詳細に歩道と民地の高さを把握するための測量を実施する。
- ・なお、いずれの手法についても、工事期間中の交通(車両、歩行者)への影響は避けられないが、最小限に抑えられるよう施工計画を検討していく。

13

(1) 歩道環境の改善

2) 電柱等の移設と集約

2) 電柱等の移設と集約

● 現状

歩行の支障となる位置に電柱等が存在する箇所があり、観光ピーク期には観光客の増加に伴い、さらに通行しにくい状況となっている。



14

(1) 歩道環境の改善

2) 電柱等の移設と集約

● 改善方法の考え方

- ・現況の歩道幅員での無電柱化は、無電柱化に伴い必要となる地上機器の設置等が困難であり、歩行環境の改善効果が小さくなる。
- ・このため、無電柱化は歩道拡幅(2車線化)と併せて実施を検討する。
- ・今後は、早期に対策が必要な「歩行環境の改善」、「バス待ち環境の改善」に有効な、電柱の**集約**や**移設**の技術的検討を進めていく。

集約 単独道路照明柱を撤去し、既存電柱に照明灯を集約して設置

移設 歩道幅員に余裕のない箇所から余裕のある箇所への移設や、公共施設・民地への移設

15

(1) 歩道環境の改善

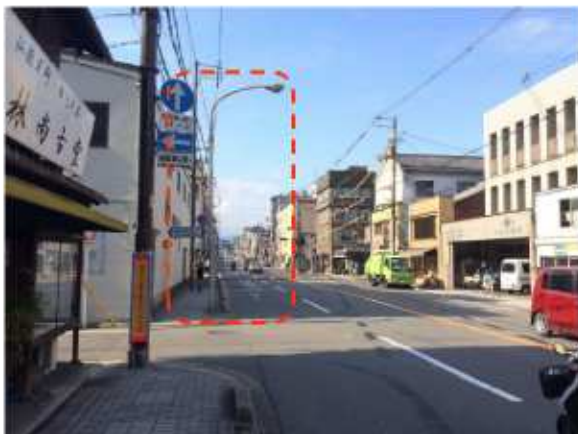
2) 電柱等の移設と集約

● 課題

- ・集約や移設が可能か電柱管理者(関西電力等)の検討が必要。
- ・電柱移設候補先(民有地を含む)の同意。

現在、三条通～七条通間で調査中

● 具体的な取組事例 東大路-新門前通交差点(梅本町)



- ・単独照明柱と標識柱を撤去し、照明灯と標識板を既設電柱に設置し、集約を行った。(東部土木事務所 7月末施工済)

16

(1) 歩道環境の改善

3) 部分的な歩道拡幅

3) 部分的な歩道拡幅

- これまでの取組
路肩部分を利用した歩道拡幅



過去に、現道幅員の中で路肩部分を縮小し、歩道拡幅(約25cm)を実施(三条～七条)

- 現状



東山五条付近の歩道状況

・歩道、車道ともに狭い。
(限られた道路空間)
・観光客の増加に伴い、さらに通行しにくい状況となっている。

17

(1) 歩道環境の改善

3) 部分的な歩道拡幅

祇園バス停(北行・南行) 後掲のバス待ち環境の改善と同様

社会実験実施

- 改善方法の考え方

・バス停形式の変更(バスベイのストレート化)によるバス停待ち空間の確保及び部分的な歩道拡幅。



歩車道境界ブロック

18

(2) バス待ち環境の改善

取組内容

- 1) バス停移設
- 2) バス待ち空間の確保

19

(2) バス待ち環境の改善

● これまでの取組

<バスの駅の整備>



場所によっては、歩道に近接する民間等の土地を利用し、バス待ち環境を確保

● 現状

- ・すべてのバス停にバスの駅が整備できる状況ではない。
- ・歩道が狭く、バスを待つための空間が十分に確保されていない。
- ・観光客の増加に伴い、バス停部分での混雑が慢性化している。



五条坂バス停（北行）の状況

20

(2) バス待ち環境の改善

1) バス停移設 清水道バス停(北行)

社会実験実施

● 改善方法の考え方

- ・広いスペースに屋根が設置されている区役所前にバス停を移設する。
(現行のバス停は、清水交差点北側にある京都銀行前)



● 課題

- ・バス待ち客の安全確保(区役所出入り車両)
- ・消防署緊急車両への配慮

21

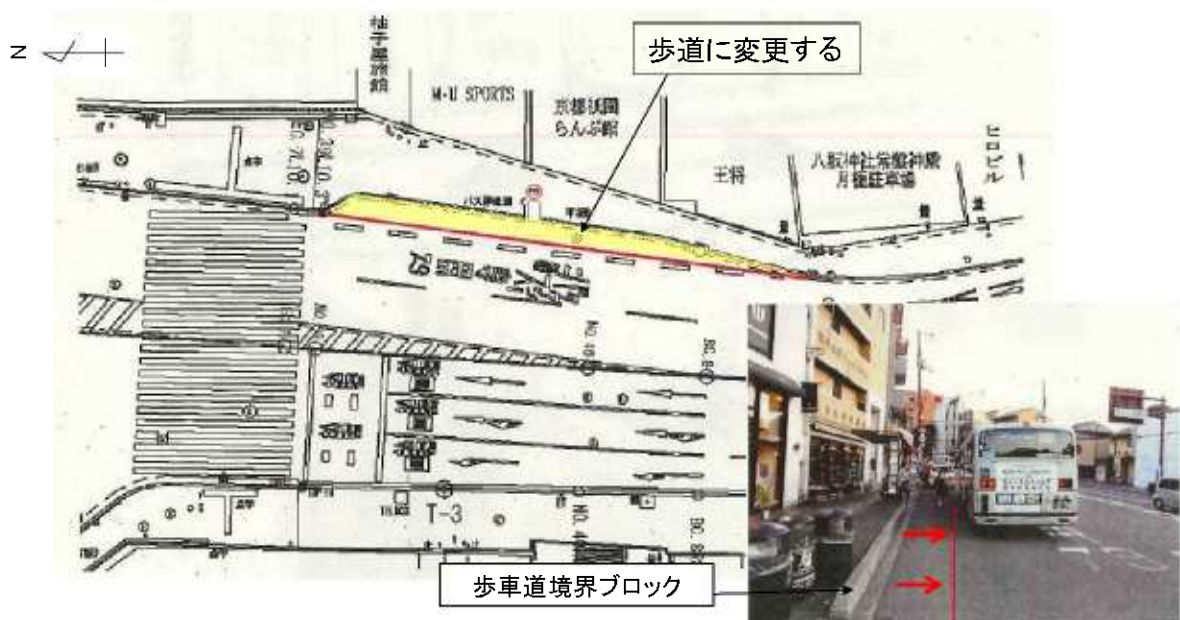
(2) バス待ち環境の改善

2) バス待ち空間の確保 ② 祇園バス停(北行・南行) <再掲>

社会実験実施

● 改善方法の考え方

- ・バス停形式の変更(バスベイのストレート化)によるバス停待ち空間の確保及び部分的な歩道拡幅。



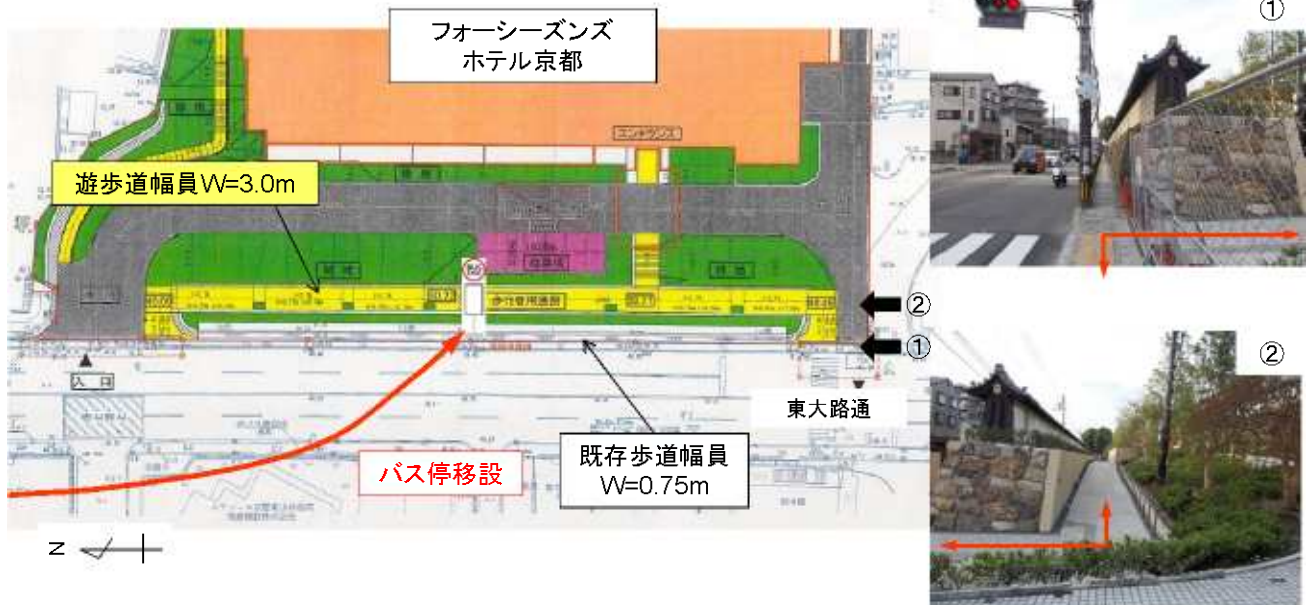
22

(2) バス待ち環境の改善

1) バス停移設

● 具体的な取組事例

- ・ 地域との連携によりフォーシーズンズホテル京都が敷地内に設置した遊歩道を活用し、馬町バス停(南行き)をホテル前に移設することで歩行空間を創出する



23

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

取組内容

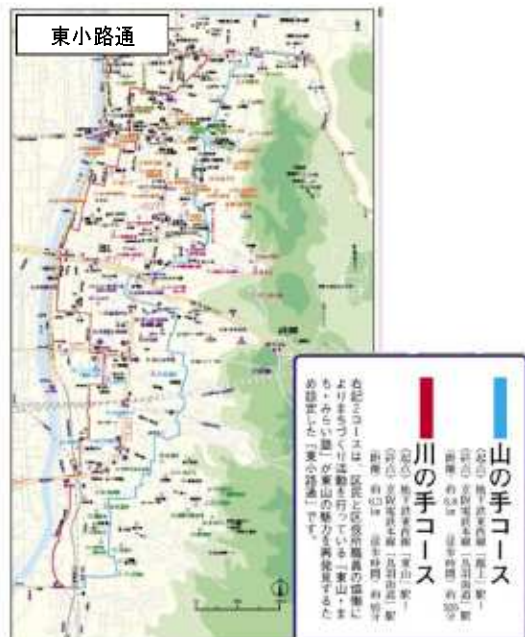
- 1) 魅力ある道路整備による誘導促進
- 2) スタンプラリーによる観光客の案内誘導支援
- 3) ピクトグラムによる案内誘導

24

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

● これまでの取組(1)

- ・歩こう東山マップ(東山交通対策研究会)の配布
- ・「東山・まち・みらい塾」で設定した「東小路通」



25

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

● これまでの取組(2)

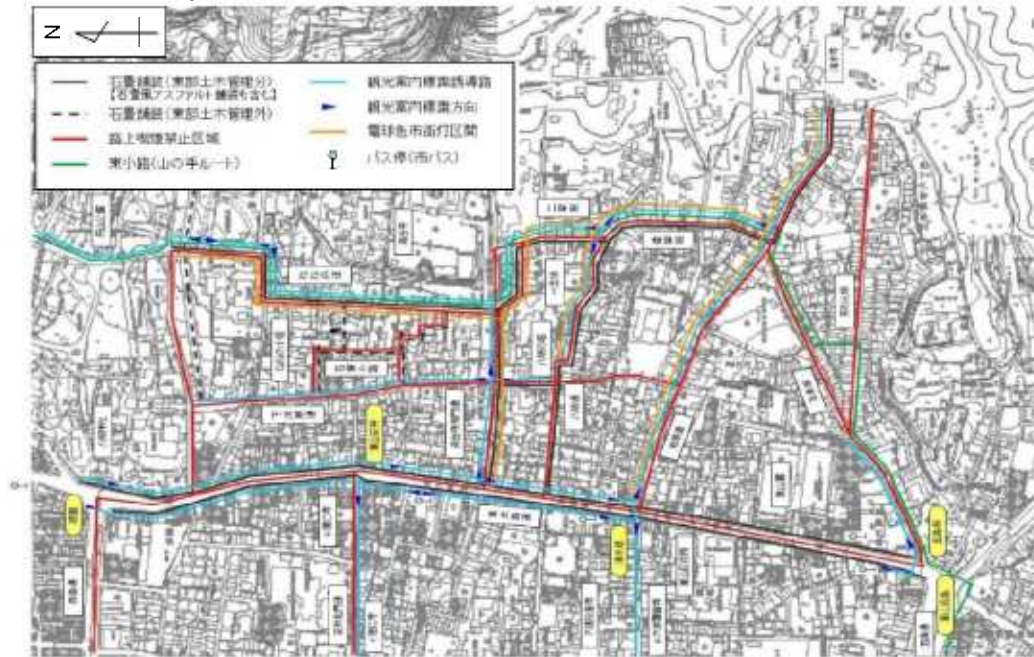
- ・アップグレード指針に基づく案内標識の整備
- ・観光シーズンにおける案内標識の電柱掲示



26

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

- ・観光客が多い道路については、路上喫煙禁止区域への指定や、石畳舗装化等、一定の整備がなされている。



東大路通周辺のうち、四条通～五条通の東側を抜粋

27

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

● 現状

- ・多くの寺社仏閣を有する東山地区では、観光客の集中による歩道の混雑が著しく、観光客や地域住民を含めた歩行者にとって、安心・安全に通行できる歩行環境となっていない。
- ・観光客の集中により東山五条周辺の混雑が顕著である。



28

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

1) 魅力ある道路整備による誘導促進

社会実験実施

● 改善方法の考え方

- ・ 観光客が多い道路や誘導したい道路について、石畳風舗装や照明灯の電球色化等の視覚的な区別により魅力ある道路に整備することで、観光客を誘導する。



29

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

2) スタンプラリーによる観光客の案内誘導支援

社会実験実施

● 改善方法の考え方

- ・ スタンプラリーにより観光客を複数の観光スポット等に誘導し回遊させることで、東大路通のバス停や歩道等に集中している歩行者を分散する。
- ・ 今年度は、民間企業が実証実験を予定している観光アプリや、秋の観光地交通対策で配布している観光マップを利用し、観光客の行動ルートやスタンプラリーによる回遊性向上の効果を把握する。

スタンプラリーによる案内誘導イメージ



※実証実験は四条通～五条通の東側を中心に実施

30

(3) 歩行者の回遊性および案内誘導の向上

3) ピクトグラムによる案内誘導

社会実験実施

● 改善方法の考え方

- ・ 東大路通を中心に観光客が集中している交差点やバス停付近において、現在の案内標識の案内状況を踏まえた補助標識等を設置し、速やかに観光ルートに誘導し歩行者の集中を緩和する。



案内標識の電柱掲示

補助標識のイメージ



ピクトグラムによる案内標識の
視認性向上

31

道路空間の再構成(2車線化)

- 1) 交通量の抑制
 - ・パークアンドライド等の市内全体の総量抑制や流入抑制
 - ・公共交通の利便性向上
- 2) 交通容量の拡大
 - ・道路ネットワークの強化(鴨川東岸線等)
 - ・渋滞対策
- 3) 交通状況の把握
 - ・自動車交通量の定期的な観測(交通センサス)



- ・今後の交通状況等を考慮しながら検討を行う。
- ・今年度はH27年度センサスデータを確認し、交通状況の変化を把握する。

32

社会実験の実施について

目的

- ・検討している改善策について、事前に同条件で社会実験を実施し、交通への影響や効果を検証したうえで、取組内容に反映させる。

実施期間(予定)

- ・秋の観光地交通対策期間(11月19, 20, 23, 26, 27日)を中心に実施。
- ・社会実験の内容によっては、秋の観光地交通対策以外で実施。

実施内容

①歩道環境の改善, ②バス待ち環境の改善, ③歩行者の回遊性等向上

- ・バス待ち空間の確保(祇園バス停北行・南行) P.18, 22 ①②
- ・バス停移設(清水道バス停北行) P.21 ②
- ・魅力ある道路整備による誘導促進 P.29 ③
- ・スタンプラリーによる観光客の案内誘導支援 P.30 ③
- ・ピクトグラムによる案内誘導 P.31 ③
- ・部分的な歩道拡幅(東山五条交差点) P.35 ①

効果の検証方法

- ・社会実験実施日の前後で歩行者や自動車の交通状況を調査する。

33

社会実験の実施について

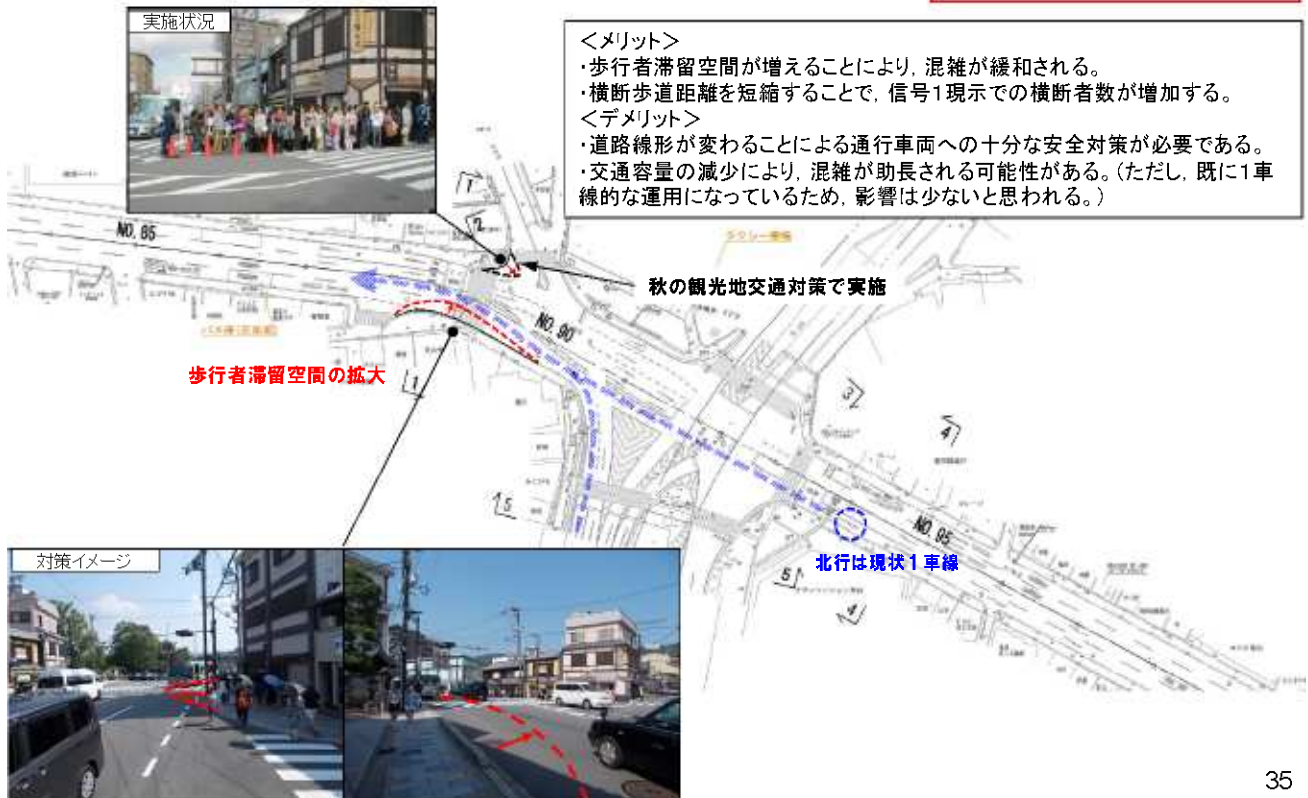


34

社会実験の実施について

部分的な歩道拡幅(東山五条交差点)

現在関係機関と協議中



35

平成28年度の予定

今後の取組方針の周知 (5～6月実施済み)

地元住民や市民に、事業の「今後の取組方針」を広く周知する。

取組内容の決定

①取組内容(素案)の作成・提示 (本日実施)

これまでの「調査や検討」、「地元要望や各種意見等」を踏まえた「素案」を作成・提示

9～10月 第10回推進会議の内容、社会実験の内容、各学区単位で
開催する意見交換会の日程周知 (周知ビラの回覧依頼)

11月 社会実験の実施

②意見交換

12～1月 社会実験の結果や、地元住民や関係者の御意見を
取組内容に反映

③取組内容の決定

3月頃 第11回東大路通歩行空間創出推進会議の開催

36